

平成31年（2019年）の国民の祝日・休日の追加について

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律が平成30年12月14日に公布・施行されました。これにより、来年の5月1日と10月22日は休日（祝日の扱い）となり、4月30日と5月2日も休日となります。

○平成31年（2019年）の国民の祝日・休日

名称	日付	備考
元日	1月1日	
成人の日	1月14日	
建国記念の日	2月11日	
春分の日	3月21日	
昭和の日	4月29日	
休日	4月30日	祝日法第3条第3項による休日
休日（祝日扱い）	5月1日	天皇の即位の日
休日	5月2日	祝日法第3条第3項による休日
憲法記念日	5月3日	
みどりの日	5月4日	
こどもの日	5月5日	
休日	5月6日	祝日法第3条第2項による休日
海の日	7月15日	
山の日	8月11日	
休日	8月12日	祝日法第3条第2項による休日
敬老の日	9月16日	
秋分の日	9月23日	
体育の日	10月14日	
休日（祝日扱い）	10月22日	即位礼正殿の儀の行われる日
文化の日	11月3日	
休日	11月4日	祝日法第3条第2項による休日
勤労感謝の日	11月23日	